

平成26年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成26年3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 12時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子
同職務代理 塚 本 亨
委 員 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	田口 浩信	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・統括指導主事	光山 真人	・地域教育課長	小曾根 豊
・生涯学習課長	今井 英敬	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫		

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉浦 容子 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉浦 容子 委員 塚本 亨 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまより、平成26年度教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日は、議案が4件、報告事項等5件でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第16号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

施設課長。

○施設課長 議案第16号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」の議案を提出するものでございます。

提案理由でございますけれども、施設課の改修係が総務営繕課のほうに係が異動するといえますか、組織改編により変わるものですから、その規則を改定するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表になってございます。第1条の第9項でございます。現行でございますけれども、教育委員会が施行する改修工事のうち、電気設備工事及び機械設備工事に係わる部分の設計及び監督に関することにつきまして、補助執行を営繕課の職員のほうに行うというものでございましたけれども、改正案につきましては、区立学校（旧学校を含む）、校外施設及び教職員宿舍の工事に係る設計、起工及び監督に関することを営繕課の職員のほうに補助執行させるということでございます。

この規則は26年4月1日から施行する予定でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの施設課長のご説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それではお諮りをいたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 異議なしと認め、議案第16号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきましては原案のとおり可決といたします。

次に、議案第17号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」につきまして上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から議案第17号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、議案を提出させていただきます。

提案理由でございますが、総合教育センターの専門相談員を廃止するほか、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらの新旧対照表につきましては、葛飾区教育委員会非常勤職員の額及び支給方法に関する規則でございます。

まず現行をごらんいただきたいと思います。そこの別表第1でございますが、現在教育委員会の非常勤職員といたしましては総合教育センターの専門相談員、そして指導室に巡回型スクールカウンセラーがおります。こちらの職を削除いたしまして、そして統合いたしまして、改正案の新しいほうになりますが、教育心理専門相談員に統合されます。さらには、それぞれの報酬額につきまして、今度新しくできます教育心理専門相談員につきましては月額21万8,300円と変わるものでございます。さらには現在ございます、特別支援教育心理専門相談員につきましても、月額の報酬が21万8,300円と変わっていくものでございます。

次に別表の第3をごらんいただきたいと思います。下の枠になりますが、別表第3につきましても、先ほどお話を申し上げました総合教育センターの専門相談員、そして巡回型スクールカウンセラーが統合で削除となりますので、そこが削除され、新しい改正案の部分につきましては、小学校スクールカウンセラーという中段の、後ろほどにございますが、その後に教育心理専門相談員というものを加えるものでございます。

こちらの規則改正につきましては、平成26年4月1日から施行をさせていただきたいと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの指導室長のご説明につきましてご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではお諮りをいたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第17号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第18号「葛飾区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは議案第18号「葛飾区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

去る2月6日、教育委員会第2回定例会において、条例に関する意見聴取としてご審議賜り

ました葛飾区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例に関連して改正するものでございます。

まず提案理由でございますが、地域主権改革第3次一括法により、葛飾区社会教育委員の設置に関する条例が改正されることにあわせ、葛飾区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則の語句の一部を整理し、訂正するものでございます。

1ページおめくりいただきたいと思います。新旧対照表をごらんください。第2条「委員は」を「葛飾区社会教育委員（以下「委員」という。）」に改め、(1)「学校教育関係者」を「学校教育の関係者」に、「社会教育関係者及び家庭教育関係者」を「社会教育の関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者」と改めるものでございます。

付則をごらんください。この規則は平成26年4月1日施行としております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの生涯学習課長のご説明につきましてご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではお諮りいたします。

議案第18号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第18号「葛飾区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第19号「教育委員会事務局職員の人事異動について」上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは議案第19号「教育委員会事務局職員の人事異動について」、ご説明いたします。

1枚おめくりいただきたいと思います。まず部長級でございます。教育委員会事務局教育次長、前田正憲でございます。

続きまして統括課長級でございます。庶務課長、杉立敏也でございます。

次に課長級でございます。新たに設置されました学校教育支援担当課長につきましては、学校教育担当部長、平沢安正の事務取扱となります。2番目の地域教育課長につきましては尾形保男、3番目の生涯学習課長につきましては香川幸博、4番目の総合教育センターに配置します事務局副参事につきましては中島英一でございます。

その下の転出者は記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたしま

す。

塚本委員。

○塚本委員 質問でも意見でもございませんけれども、私まだ任に当たって数カ月でございます。この間いろいろなときにはご提示いただきました方々です。大変お世話になって、やっと顔と名前を覚えていただいて残念ではございますけれども、新任の地でまたそれぞれご活躍をすることを祈り申し上げます。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではお諮りいたします。

議案第19号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第19号「教育委員会事務局職員の人事異動について」、原案のとおり可決いたします。

以上で議案等の審議は終了いたします。

先ほど、私、申しおくれましたけれども、本日の会議録の署名でございますが、私に加え、塚本委員と塩澤教育長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に報告事項等に入ります。

報告事項等1「平成26年度葛飾区各会計予算の審査について」、ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 「平成26年度葛飾区各会計予算の審査について」、ご説明いたします。

これはさきに行われました区議会予算審査特別委員会第4分科会の教育費に係る審査におきまして、各会派から出された意見等をご報告するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

まず自由民主党議員団の意見でございます。ご紹介いたします。教育費について、小中一貫教育は、現状を分析し、今後の方針を決めること。また、既に開校した2校は、小中一貫教育の特色を活かし、充実するよう要望する。学力伸び伸びプランで授業の講師等を活用する場合、年度初めから利用できるよう運用方法の検討を望む。総合教育センターの組織改正で、児童・生徒の相談体制が強化されることを期待する。教育施設整備積立金は、早期に学校の改築や改修の計画を作成することを要望する。子ども体力向上プロジェクト推進経費は、子どもの体力低下に危機感があるので、しっかりと取り組んでほしい。といったような内容で、以下記載のとおりとなっております。

続いて葛飾区議会公明党のご意見でございます。教育総務費では、児童・生徒に本物の芸術にふれあう機会を増やすように求めるとともに、中学生職場体験を全校実施していることを評

価します。小学校費ではICT活用授業推進について、実物投影機の全校設置を27年度までに実現することを求めます。災害時、学校での帰宅困難者受け入れの適切な対応を望みます。中学校費ではタトゥーの低年齢化に伴い、突然の事故の際MRIが撮れない場合があるので、授業等でリスクの周知を望みます。といったご意見で、以下、記載のとおりとなっております。

続いて日本共産党葛飾区議会議員団のご意見でございます。学力テストにより各学校を序列化し、学校選択制により学校を競い合わせるやり方はやめるべきである。学校校舎の修繕費は、思い切って拡充すべきである。さらに各学校の建替え計画を策定すべきである。学校給食費の無料化は、毎年拡大しているが、さらに対象を拡大すべきである。といったような内容で、以下記載のとおりとなっております。

右のページが、政策葛飾のご意見でございます。教育委員選任は形骸化しているので区長自ら責任を持って選任すべき。教育総務費の移動教室は業者提案を選考するのではなく教育的見地から構成すべき。体育派遣事業は区在住または区在学であれば対象となるよう望む。小学校費は児童が機会均等にパソコンに接することが必要である。といった内容で、以下記載のとおりとなっております。

民主党葛飾のご意見でございます。教育総務費についてはCAP講習会の予算が廃止されたが子ども的人権活動をしているNPO等外部団体等の連携を含めてのいじめ防止対策の充実を求める。小中一貫教育は先行実施2校の充実を求めるとともに、区全体での小中連携の在り方の見直しを求める。小学校費のスクールカウンセラーの配置が区費から都費になった分、中学校の全校でのスクールカウンセラーの週2日配置を求める。といったようなご意見で以下記載のとおりとなっております。

無所属議員の1人目のご意見でございます。現在政府では首長の権限を強化し、教育長に権限の一元化を図る教育委員会制度改正の動きがある。そもそも教育委員は非常勤で、教育委員会という合議体に執行機関の役割を担わせること自体に無理がある。これまでも主張してきたが、本区では無意味に1名増員した教育委員の定数を従前の5名に戻すべきである。といったような内容で、以下記載のとおりとなっております。

裏面でございます。最後の、無所属議員2人目のご意見でございます。教育費については、適正に編成された予算案であると評価する。総合教育センターが開園されるに伴い、より本区の児童・生徒の学力向上やいじめ、不登校の問題解決に期待するものである。なお、現在の総合教育センターでの相談が月～金曜日であるため、今後土～日曜日の相談日を設けるべきであるとする。早急に検討していただきたい。といったような内容で、以下記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

す。

松本委員。

○松本委員 各会派の意見を参考にして今後いきたいと思います。

そこで、質問が一つあるのですけれども、自由民主党議員団から出ている最後から二つ目の文章の、あだたら高原学園の原状回復義務に関することですが、この文章の意味をお聞きしたいと思います。あだたら高原学園が建っているところは二本松市にあり、同じようにこういう施設を建てているのは羽生市とか越谷市だと理解しているのですけれども、他自治体と連携しという中身ですが、どこの自治体と連携して、どんなことができるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 施設課長。

○施設課長 あだたら高原学園につきまして、現状建物がございましては当区の建物と越谷市でございまして、羽生市につきましては、現在建物を除却をしまして、植林を、今年度植えてございまして、植林の1年間の状況を見て国に返還をするというような状況になってございまして、

原状回復義務でございまして、いわゆる国有地でございまして、林野庁の福島森林管理署と、国有林使用許可書というのを締結してございまして、その中で、第17条におきまして、原状回復義務ということで、いわゆる使用許可の物件、いろいろ建物を取り上げる場合は、建物自体を全て収去しなさいというような条文。それに合わせて植栽を行いまして、国に返還しなさいという原状回復義務がございまして、

ただし書きがございまして、やむを得ない場合は、森林管理署の承認を受けたときには原状回復の義務の部分が考慮できるというような条文がございまして、それに基づきまして、私どものあだたら高原学園につきましては、建物の前面道路、二本松市道がございまして、そちらのほうの擁壁の一部、それから建物の後ろ側に6、7メートルぐらいの擁壁がございまして、そちらについては、いろいろな土砂災害等も考えられるというようなところがございまして、擁壁については一部残してほしいということで、森林管理署と今、鋭意調整をさせていただいているということでございまして、

他の自治体と連携してというように自民党議員団からの言葉がございまして、羽生市については先ほど申し上げましたとおり進めて、収去をされていると。越谷につきましては今、一般のお客様に対して施設利用がなされてございまして、現時点ではまだ移動教室は再開をされていない状況にございまして、

説明は以上でございまして、

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 では、報告事項等1は終了させていただきます。

報告事項等2「(仮称)葛飾学び方・教え方スタンダードについて」、ご説明を願います。
指導室長。

○指導室長 私から「(仮称)葛飾学び方・教え方スタンダードについて」、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては前回の3月14日の教育委員会の定例会におきまして教育委員の皆様のご意見をいただきまして、今回修正をさせていただいて、ご提出をさせていただくものでございます。

修正に当たりまして、まず今回名称を定めました。前回まで「(仮称)葛飾教え方スタンダード」としておりました教師向けのものを、資料にございますように「葛飾教師の授業スタンダード」という名称にいたしました。

あわせて、おめくりいただきまして、子ども向けでございます。「(仮称)葛飾学び方スタンダード」としていたものを「かつしかっ子学習スタイル」という名称にさせていただきました。こちらの「かつしかっ子学習スタイル」につきましては、葛飾教育プラン2014にございますように、かつしかっ子宣言との関連を深めるとともに、子どもたちがこのスタンダードを意識して、努力して取り組めばできること、それを定めたものでございます。

また戻っていただきますが、「葛飾教師の授業スタンダード」につきましても、葛飾の教師が授業で最低限押さえておくべきことを定めたミニマム的な性格をもって作成をいたしました。そこで、前回のご報告と今回変更させていただいた部分についてここでお話をさせていただきます。

まず「葛飾教師の授業スタンダード」についてでございます。今回の部分の一番上の四角のくくりです。2 授業では教師の発問をもとに児童・生徒がじっくりと考える時間を確保して、主体的な活動をする場を効果的に取り入れるといたしました。前回のご報告では「主体的な活動をする場」というところがこのようになっておりました。ここでは、話し合う活動を効果的に取り入れるとしておりましたので、より広げて主体的な活動をする場というふうに変更しております。

さらには、A、B、C、D、Eというものがございますが、前回例えばAで申し上げますと、既習事項を活かして課題に取り組むというふうにとめておりましたが、今回「活動」という文言をつけております。

次に3 授業の終わりに、学んだことを振り返らせ、板書等により整理すると今回いたしておりますが、前は授業の終わりには、まとめを板書するなどして学習したことを整理するというふうになっておりました。ここについては、子どもたちみずからがまず振り返るといふことに力点を置くということで、このように変更させていただいております。

次に真ん中、中段よりも下の吹き出しの部分でございます。こちらについては「葛飾の先生

私たちはこのように指導しています。」ということで、葛飾の教員の指導のミニマム的なものをここに書かせていただいておりますが、今回はこの吹き出しの部分が「こんなことができる先生たちだから…」というふうになっておりましたので、ここを「葛飾の先生たちはこのように指導しています。」と明記をさせていただきました。

もう1点でございますが、下の台形で囲んである部分でございます。一つ目、児童・生徒の表情を観察し、つぶやきを積極的に取り上げて、認め、励まして意欲を引き出す授業をしていますといたしました。今回は、「認め、励まして」という部分はございませんでしたので、やはり子どもたちを認めてほめるという意味を込めてこのような文言に変更させていただいたものでございます。

つづきまして裏面をごらんいただきたいと思います。「かつしかっ子学習スタイル」でございます。こちらについての変更点でございます。まず【小学校1年生版】でございます。6番でございますが、みんなにきこえる大きな声で「はい」とへんじをしますといたしました。今回は「名前を呼ばれたら」というものが前にございましたけれども、とにかく返事を大きな声でするということを強調いたしまして、「名前を呼ばれたら」というものを削っております。

次に右の【小学校2、3、4年生版】でございます。ここは5番を変更しております。授業中は、先生や友だちの方を向いて、話を最後までしっかり聞きます。この「最後まで」ということを、文言を追加しております。

次に、また戻っていただきますが、【小学校5、6年生、中学校1年生版】でございます。2番でございます。チャイムまでに着席をしておき、授業が開始できるようにしますというふうにいたしました。今回はチャイムまでに授業が開始できるようにということで、着席をしておくということを新たに入れたものでございます。

最後に【中学校2、3年生版】でございます。こちらにつきましては2番でございます。チャイムまでに着席をしておき、授業が開始できるように心を整えますといたしました。今回はチャイムまで、授業が開始できるように着席しておくことと切っておりましたので、「心を整える」という部分を【中学校2、3年生版】では入れておるところでございます。

次に9番でございます。テスト返却後、間違いを見直し、先生の説明をよく聞き、理解するまで繰り返しますといたしました。前回まではテストが返されたら間違いを見直し、先生の説明をよく聞いて理解するまで繰り返すといたしましたが、若干文言を整理させていただきまして、9番、このような形にかえさせていただいたところでございます。

この「葛飾教師の授業スタンダード」「かつしかっ子学習スタイル」につきましては、今後葛飾の授業の中で、または子どもたちが学習に向かうものとして大変重要なものになるというふうを考えております。教員もこのようなスタイルをしっかりと意識して、葛飾区の子どもたちの学力の向上に区全体で取り組んでいくものでございます。

ご報告をさせていただきましたが、また本日ご意見等頂戴した後に、最終案といたしまして4月1日に各学校にこれを周知してまいります。そして4月2日には新任と転入者教諭に対する研修もございますので、そこで私のほうから「葛飾教師の授業スタンダード」につきましては、具体例を挙げながら新任、転入者について、こちらについては周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

今回のスタンダード、スタイルをもとに子どもたちの学力向上に全力をあげてまいりたいと考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

面田委員。

○面田委員 今、室長先生のほうからお話がありましたが、非常に良いものになってきているなというのが実感です。子どもたちの発達段階に合わせて内容が検討されてきていること。あるいは、かつしかっ子宣言との絡み。そういうところがきちんと入っていて、良いものになっているなどそのように思いました。

一つ質問というか、「教師の授業スタンダード」の表の2番目、前回見せていただいたものと、話し合うというようなことで、非常に話し合いを大事にしているのだなというのがわかったのだけれども、主体的な活動をするといったほうが、授業というのはただ話し合いだけではないわけですから、この言葉はいい言葉になったなど具体的に思いました。

そこで、A、B、C、D、Eとかと書いてある、何かこの辺も意図があるのかな。そのあたりを聞きたいなという思いが一つです。それは質問です。

もう一つ、私、このスタンダード、学び方のほう、かつしかっ子のほうです。それから授業のほう、それは教え方のほうです。私は本当に、学校教育をする上においての、本当は基礎・基本なのではないのかなというのを強く感じました。子どもにとってみますと、担任の先生がかわると教え方が違うだとか、担任の先生のやり方で今までやっていたことがあまり価値を感じなくなってきたり、親も含めてですけれども、そんなようなことがそういえばあったなという思いもございました。ですから、これが葛飾区全体で統一されているということは、子どもたちにとって戸惑うことが非常に少なくなって、学ぶことに集中できていいなと改めて思いました。

それからもう一つは、教師にとってはこういうスタンダードが出ることによって、会話とってはおかしいけれども、教師同士の対話にこれが出てくるのではないかと思うのです。例えば、2のEのところはどんなふうに組んだらいいのですかねとか、先輩の先生に聞くとか、あるいは学年の先生同士で、Dのところは、発表し合う活動というのは、この教材では、この

ところがちょっと難しかったと思うのですよねとか、いろんな話が出てくるのでは。今まで校内研究では一つのことを話し合っただけで深めたりすることができたけれども、研究会以外では、会話があまり無かった、膨らませることがなかったのが、このことがあることによって、教師同士が具体的に話し合いができていくと思うのです。あるいは校長もその中にも入ることができるでしょうし。ということは学校の中が非常に活性化していくのではないのかな。そして同時に具体的な、本当に指導力のアップにもつながっていくと私は捉えるのです。ですからぜひ、先ほどの子どもにとってのこと。それから教師にとってのこと。ここに出ていることが、そういう方面に非常に影響を与えるし、効果を奏することができるわけですから、ぜひぜひ全部の葛飾区内の学校に徹底をしていただきたいと思いますところでは。

1年やそこらでは難しいということがあるかもしれないけれども、それは築いていく。それを投げ出さないで、ぜひ徹底させていただけますように、指導室だけではなくて、他のところも含めてお願いをしたいところです。

以上なのですが、先ほどの2のA、B、C、D、Eとかそこらあたりに何か意図があればお聞きしたいと思いました。

○委員長 指導室長。

○指導室長 応援のお話、ありがとうございます。

まず、今、ご質問についてお話をさせていただきます。前は話し合う活動という形でしたが、今回主体的な活動をするということで、ある意味では広げた部分がございます。しかし、主体的な活動というのはいろんな活動がございますので、私たちとして、授業の中で子どもたちが主体的に活動している場面というのはどういう活動場面なのかということ考えたときに、Aである、自分が今まで学んだことを生かして、それを使って、一生懸命学んでいる子どもの活動をやはり入れたほうがいいだろう。さらにBにつきましては、子ども自身が課題について、自分でかかわりを持っている活動をBとして取り入れたい。Cについては、自分が調べたり考えたりしたことを、今度自分だけでとどめることなく、周りにどんどんどんどん発信していく活動を主体的な活動として考えたい。そしてDにつきましては、今度は、意見交換をするだけではなくて、そこで子どもは再構成もすると思うのですが、それについて全面に発表していく活動も主体的な活動になるであろうと。あとはEにつきましては、ちょっと一般的ですが、体験的な学習や作業的な学習というのもやはり子どもたちに対して、体験から学ぶ主体的な活動につながるであろうということで、私たちが考えている主体的な活動の例を五つここに載せたものでございます。これによって、教師が1時間、1時間の授業を組み立てるときに、12月から実施しておりますプレ葛飾スタンダードの授業の始めと終わりだけではなくて、授業のちょうど真ん中の部分についても、このような主体的な活動を取り入れるというような参考の活動例になると思ってこのように入れていただいております。具体的には週案簿の中に、授業

の流れの中で2のAとか、2のBとか、2のCということを明記するというを教員に意識をさせて、授業の改善につなげていきたい。このような思いがございまして、このように例示をさせていただいたものでございます。

こちらのスタンダード、この4月から完全実施をしてみたいですが、私も考えるのは、教師一人一人の授業の個性は当然あると思います。しかし、授業の中で、最低授業の始めと終わりに行くこと、そうした中で、ただ教え込むだけの授業ではなくて、子どもたちの主体性を引き出すような授業ができるように。ここをしっかりと時間をかけてでも各学校の校長、副校長がしっかりとリードしながらできるように、私たちだけでは到底できませんので、しっかりと校長会、副校長会とも連携を図りながら、それぞれ主幹教諭、主任教諭の研修会などもございますので、そこでもしっかりとこれを葛飾はやって、子どもたちが迷わずに授業に臨んで、学力向上につなげるのだということをしっかりと述べて、徹底をしてみたいと考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 面田委員。

○面田委員 今、具体的な話を聞いて、週案にそういうふうを書くのかと。いいなど。それは自分にとってもいいだろうし、校長先生もそれを見ることによって、この先生はこういうことであるのだとかと、よく授業が見えると思うのです。校長先生はお仕事がお忙しい中で、また一つふえることになるかもしれませんが、ぜひ担任の先生方のそういう授業を見て、応援をするとか、あるいは指導なりしていただいて、先ほど室長が言いました、言われたからやるというのではなくて、うまく子どもたちのためにやってほしいなど。そのように思いました。

今のは感想です。

○委員長 ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 先ほどの面田委員とかぶるところもあるとは思いますが、とてもわかりやすく良いものができたのではないかと思います。ありがとうございました。

やはり小学校から中学校まで、教わり方が同じで安心というのは小学校から中学校に上がるときに授業のスタイルというか、個性はそれぞれあるにしても、それがあるということは子どもたちにとってとても、中学校に行ったら勉強こうなるのかな、どうなのかなという心配な部分もクリアできていくのではないかなとすごく感じます。

本当に細かいことで疑問に思ったのでお聞きするのですが、下の黒い部分はこのままで印刷をするのであれば、せっかく内容がいいことが書いてあるので、ちょっと見づらいかと感じます。この5項目の順番がもし、いろいろ内容があって、一番目を主体として書きたいから一

番目にあるのか。それとも文章を読んでいくと、授業の始まりと終わりには、あいさつをきちんとし、規律ある授業をしていますというのが一番目にきてもいいのかなと思わなくもないのですが、この順番は、一番上の認め、励まして意欲を引き出す授業をしています。それを主体としてとりたいので一番上にあるのであれば、それはすばらしいと思うのです。そうでないのであれば、規律ある授業をというのが上にきても、始まりという形でもいいのかなと、ちょっと感じたので、思いました。

この文章、せっかくですので、もうちょっと目立つような形で印刷していただけたらいいのかなと感じました。

ありがとうございます。

○委員長 指導室長。

○指導室長 印刷物については今、お話あったように私たちのほうでもう一度、色についてはしっかり検討させていただきます。

「葛飾教師の授業スタンダード」につきましては、これはある意味では保護者にも示す必要が当然出てくると思います。そういう意味で、保護者の方にも授業を見ていただくと。それは、ある意味では教員の授業力の向上、さらには保護者の方の授業理解にもつながると思います。その意味で、順番性について、もう一度そちらのほうは再度検討はして、学校のほうには配付していきたいと考えております。ありがとうございます。

○委員長 松本委員。

○松本委員 この前の案から随分よくなって、これでいいと私は思います。

前に区内の研修に行ったときに福井県及び秋田県への教育視察報告というのを受けたのですが、福井・秋田がかなり成果を出している報告の中に、その自治体で決めたことを徹底してやっていって成果を出しているということがあるので、本区としてもこのスタンダードを進めていければいいなと思います。

特に福井・秋田でも言っていたのですけれども、小学校・中学校が連携していくときに同じようなやり方で9年間を見通してやっていくということがこれに出ているので、これで大変よくなったと思います。

それから、裏の「かつしかっ子学習スタイル」ですけれども、これもこの前よりもさらに煮詰めてあるので、これでいいと思います。ただ、これに似たことは各学校で今までもやっているところがありますので、これをまるきりやらなくてはいけないということではなくて、各学校の実態とか重点とかそういうものを弾力的に多少、かつしかっ子のほうはしながら、各学校が進めてくれればいいなと、このように思います。

以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいま松本委員、また面田委員、竹高委員がおっしゃった、前回と比べまして非常に文言が見やすくなった。先ほどの予算のところでも言ったような分科会、小中一貫校のところも関心ごとでございます。

特に先ほど竹高委員がおっしゃいましたように、小学校から中学校へ移行するときにやはり教え方のスタンダードがあるということによって子どもたちも戸惑いがなくなるのは非常に歓迎すべきなのですが、1点、やはり福井の事例がございます、松本委員がおっしゃった部分で、それぞれ熱心におやりになったところの校長先生以下の、中の問題等ございます。日程的には先ほど指導室長の先生がおっしゃったように、今日決定を見て、明日各校に出し、直近の2日の日ですか。それに基づいて新任教員の先生方含みで周知徹底したいという部分も十分留意していただいて、弾力性を持って対応していただきたい。

ただ、基本的にはすごく、前回に比べて見やすくなりましたのと、この吹き出しの下の部分はこれはちょっと私自身も、プライオリティをどこにつけていいかわからないのですけれども、保護者の方へも意識をしたという部分であれば現状のままでよろしいかなと。そういう意見でございます。

以上です。

○委員長 では、私から一言。

スタンダードにつきまして、授業に活かされ、いろいろ工夫されて学力向上につながっていくものと確信します。学校、家庭、また地域と一緒にあって、子育てを支援していくということでございますので、私も3月の町会の役員会のときに、広報をお見せして、葛飾区は4月からスタートしますということでお話し申し上げました。児童・生徒さんがいない家庭にはなかなかこういうものは目に届かないということがございますので、一般家庭の目にも触れるように啓発をお願いいたします。このスタンダードの書面は字が小さいので、できれば、高齢化してきた地域の方のためにも、どうか字を大きく書いたものを自治町会連合会を通して、町会等で、地域の中に配付していただければと思います。

子どもの「かつしかっ子学習スタイル」。4項目出ておりますけれども、一つ気になるのは、特別支援の子どもたちについてです。例えば返事をできないお子さんや、あとは背筋を伸ばすことができないお子さん、様々な事情があってすべてのお子さんがすべての項目が出来るとは限りません。そういうことができないお友達もいるということ欄外にでも記載していただけたらと思います。

以上です。

ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 では、次にまいります。報告事項等3「平成26年度葛飾区幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは私から「平成26年度葛飾区幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」ご報告をさせていただきます。

資料に基づきましてお話をさせていただきます。こちらにつきましてはまず小学校、平成26年4月1日付の教育管理職の異動でございます。そちらに21名載っておりますが、小学校につきましては校長が15名異動となります。その内訳といたしましては、区内からの昇任者、副校長からの昇任者が2名。区外副校長からの昇任者が2名。そして区内での異動が9名。区外からの校長としての転入が2名となっております。そのほかの方につきましては、今年度の再任用校をまた1年、その学校で再任用となっているものでございます。

ではおめくりいただきます。次は小学校副校長についてでございます。こちらにつきましては11名が異動となっております。そのうち区内での主幹教諭からの昇任者が4名。区外の主幹教諭からの昇任者が1名。区内の副校長としての異動が6名となっております。そのほか、現任校での再任用が1名となっておりますところでございます。

参考ではございますが、下の4名の方につきましては、校長2名が他区の小学校校長へ。副校長2名が他区の小学校副校長に転出をしております。

また次のページ、3ページ目をごらんいただきます。こちらは中学校でございます。校長の異動でございますが、7名が異動をしております。その内訳といたしまして、区内昇任が1名。そして区外からの昇任が1名。区内の異動が3名。区外からの校長としての転入が2名となっております。

そのほか1の新宿中学校、千野英雄校長につきましては、来年度から統括校長となってまいります。さらに現任校での引き続きの再任用は2名となっているところでございます。

次に中段の副校長でございます。副校長の異動につきましては全部で10名となります。内訳といたしましては区内主幹教諭からの昇任者が1名。区外主幹教諭からの昇任者が1名。区内の副校長異動が4名。区外からの転入が4名となっておりますところでございます。

参考までに転入者についてご報告をさせていただきますが、4月からにつきましては、区内の現在の中学校長が2名、他区または都立高等学校のほうに転出をいたします。さらには、区内の副校長、全部で5名が、こちらのほうは区外の副校長に転出、さらには区外の校長に4名が昇任をしていくものでございます。

最後にもう1枚、裏面をごらんいただきます。こちらにつきましては幼稚園園長でございます。区立幼稚園3園ございますが、3園につきましては全て異動となっております。水元幼稚園園長が飯塚幼稚園園長に。さらには、区外の幼稚園園長が北住吉幼稚園園長に転入をしてまい

ります。さらには北住吉幼稚園園長は水元幼稚園園長にかわるということでございます。

なお、参考でございますが、特別区の幼稚園の仕組みから、葛飾区内の公立幼稚園から他区の公立幼稚園に出る場合には一度退職という手続をとらせていただきます。しかし、実際は特別区の他の区の幼稚園園長として就任するというところでございます。

私のほうからのご報告は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 次にまいります。報告事項等4「平成26年度葛飾区青少年健全育成基本方針について」、説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 去る2月4日、委員長にもご出席いただいた、青少年問題協議会において、協議していただいた青少年健全育成基本方針がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

今回平成26年度の方針につきましては、大幅な改正点といたしましては、1カ所新たにつけ加えた部分がございますけれども、あとは昨年同様に、社会情勢を踏まえた表記に改めるですとか、わかりやすい表記をするということで文言整理をしたものでございます。

主だったところをご説明させていただきます。1ページ目の真ん中第3段落「しかし、一方では」のくだりの次の行で、「また、携帯電話やスマートフォン等の」とあります。昨年も携帯電話については触れたのですけれども、携帯電話とスマートフォンが別物という認識が世間一般で広がっておりますので、スマートフォンの記載を加え、それ以外の携帯情報端末についても書き加えました。それからその後でございますけれども、LINE等の無料通話アプリ、あるいはSNSの話にも触れさせていただきました。

更に、そのページの下の方ですが、点線の囲みで「注1」という形でSNSの注釈もつけさせていただきます。

それから、大きなところでは、めくっていただいて5ページです。上の方(5)「いじめ、不登校への対応」というところがございますけれども、その②のところでは、平成25年6月に公布されて9月に施行されました「いじめ防止対策推進法」に規定する学校いじめ防止基本方針の策定など、学校に求められる取組につきまして、②として新たにつけ加えました。ここが冒頭申しました大きな改正点になろうかと思えます。

あと、平成25年度のものまで、従前ですとCAPのくだりがあったのですけれども、事業が平成25年度をもって終了となるということでそこを削除しました。それから、今の(5)の⑤不登校の対応というところで、先ほどもお話がございました教育心理専門相談員という文言の

修正ですとか、葛飾学校問題解決支援チームのくだりをつけ加えるといった改正をしています。

最後の9ページ、10ページの資料のところ、昨年は東京都の組織改正に伴う経過措置的なくだりがあったのですけれども、そこを削除して、整理しました。

簡単でございますけれども、私からは以上です。

○委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 では次にまいります。報告事項等5「葛飾区文化・芸術・スポーツ功労賞の表彰について」。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは報告事項等5「葛飾区文化・芸術・スポーツ功労賞の表彰について」、ご報告申し上げます。

こちらは今年、3月12日に行われました個人お2人と1団体の表彰でございます。表彰日当日は杉浦委員長並びに松本委員にもご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

資料をごらんください。まずお1人目の受賞者は、山中優夢さんです。昨年8月10日に東京武道館で行われました第13回全日本少年少女空手道選手権大会において小学1年男子組手の部での優勝でございます。この大会は公益財団法人全日本空手道連盟の主催、文部科学省が後援を行っている大会です。山中さんは渋谷小学校に在学、東四つ木在住でございます。

次にお2人目、山口啓子さんです。昨年7月5日から7日まで、東京体育館で行われました第30回全日本武術太極拳選手権大会自選難度競技部門長拳短器械及び長拳長器械において、第1位の成績をおさめられました。本大会は公益社団法人日本武術太極拳連盟の主催、文部科学省等が後援を行っている大会です。山口さんは東新小岩在住でございます。

次に3番目、団体表彰になりますが、修徳高等学校公式野球部です。こちらは昨年9月から10月にかけて行われました第68回国民体育大会高等学校公式野球競技での優勝でございます。本大会は公益財団法人日本体育協会及び文部科学省並びに東京都の主催で行われたものでございます。

顕彰の目的及び顕彰の基準につきましては記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 報告事項等を終わりました。ここで教育委員の皆様からご発言がございましたらよろしくお願ひしたいと思っておりますが、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようでございますので、「その他」の事項に入らせていただきます。

庶務課長。

○庶務課長 その他といたしまして、1番目の資料配付は、今回は4月の行事予定表を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

出席依頼でございます。最後の出席予定表をごらんいただきたいと思います。

4月13日午前中に総合スポーツセンター体育館で行います区民体育大会総合開会式及び5月11日の午前中、陸上競技場で行いますエンジョイスポーツ2014総合開会式、いずれも指定で委員長をお願いします。

それと、次回の教育委員会の予定は4月10日木曜日、10時からを予定しておりますのでよろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○委員長 これをもちまして、平成26年度教育委員会第3回臨時会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

閉会時刻 12時05分